

人事委員会議事録（第1753回）

1 開催日時

令和7年5月8日（月）10：30～12：30

2 開催場所

3 委員会第2会議室

3 会議に出席した者

| | | |
|-------|---------|----------|
| 委員 | 大久保 和 代 | 委員長 |
| | 鈴木 尉 久 | 委員 |
| | 長尾 真 | 委員 |
| 事務局職員 | 三宅 ゆかり | 事務局長 |
| | 北 守 人 | 任用給与課長 |
| | 川崎 勝 之 | 任用給与課副課長 |

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件（第1752回）

人事委員会議事録（第1752回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

審査請求の裁決の件（令和6年（不）第2号事案）

任用給与課長が、令和6年3月18日付け審査請求（令和6年（不）第2号事案）の裁決書（案）を説明し、審議の結果、原案どおり裁決した。

第3号議案

審査請求の却下の件（令和7年（不）第1号事案）

任用給与課長が、令和7年4月28日付け審査請求を却下することを説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第4号議案

事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）採用試験第1次試験合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（5月10日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

アピールシートの内容と、そして、それをどのように評価しているのか。

(事務局)

学生時代等に学んだこと、経験したことを県政のどの分野に生かすことができるか、また、県職員の行動指針である ①県民本位、②ダイバーシティ&インクルージョン、③リ・チャレンジ、④ネットワーク、⑤成長という5つの価値観に関連した、自身の学生時代の経験などを具体例を交えて自己アピールする内容となっている。採点に差をつけることが難しい部分はあるが、オリジナリティーや熱意、県政への理解度や参画意欲などを評価基準としている。

第5号議案

技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（春日程）筆記試験合格者決定の件

任用給与課長が、筆記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（5月10日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

受験者が少ないのでやむを得ないが、最低合格基準だけが機能している状況になっている。人柄が良くて採用されたとしても、理系職種として職務に耐えられるのか心配な面がある。

(事務局)

他府県でも理系職種の確保には苦勞しており、専門試験をやめて、口述試験で専門性を確認している自治体もある。

第6号議案

採用選考試験（第1回）実施要綱決定の件

任用給与課長が、標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第7号議案

選考によって採用することができる職の指定の件

任用給与課長が、選考により採用するための職の指定について説明し、審議の結果、原案どおり可決した。

第8号議案

西宮市立中央病院職員を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件

任用給与課長が標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

西宮市立市民病院の事務職の幹部などは、県職員にはならないとのことであるが、これまで一緒に勤務してきた技術職のことを考えると、何らかの配慮が必要ではないか。

(事務局)

詳細は決まっていないようであるが、統合後一定期間は、西宮市から新病院に事務職の出向があるものと考えている。

報告事項 1

県民の信頼確保と厳正な規律の保持

任用給与課長が、県民の信頼確保と厳正な規律の保持について説明した。

(委員)

風通しの良い職場づくりのための県幹部職員研修は、今回1回限りではなく、対象者全員を毎年受講させるようにしていかなければいけないのではないか。

報告事項 2

任命権者が行った処分

任用給与課長が、警察本部長が行った1件の分限処分の内容及び理由を説明した。

閉 会